

平成30年4月  
堺市

## 建設工事に係る前払金使途の拡大の延長について（お知らせ）

建設工事に係る前払金について、国において平成28年度及び平成29年度の特例措置として、使途範囲が拡大されたことにより、本市においても同様に、使途範囲を拡大しました。

このたび、国においてこの特例措置を平成30年度も継続することとしたため、本市においても同様に、特例措置を延長することとしました。

については、契約約款を改正し、下記のとおり取扱いを定めましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 改正対象となる約款

工事請負契約約款、工事請負契約約款（議会用）、工事請負契約約款（石綿等）、工事請負契約約款（議会用）（石綿等）

#### 2 改正内容

前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができるとする期間を「平成28年4月1日から平成30年3月31日まで」から「平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」に、払出しの期限を「平成30年3月31日まで」から「平成31年3月31日まで」に改正します。

なお、「現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）」において、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25であることについては従前のとおりです。

改正後の約款については、別添新旧対照表をご確認ください。

#### 3 適用対象

平成28年4月1日から平成31年3月31日までに新たに契約締結する案件（建設工事に限る。）に係る前払金（中間前払金を含まない。）で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものとしします。

#### 4 適用手続き

(1) 平成30年4月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われた案件

改正後の工事請負契約約款で契約締結しますので、別途手続きは不要です。

(2) 平成30年3月31日以前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた案件

平成30年3月31日以前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた案件のうち、平成28年4月1日以降に契約締結している案件であって、受注者が本改正の適用を希望する場合は、協議の上、変更契約を行うことにより、本改正を適用することができます。

変更契約を希望する場合は、様式「前払金使途の拡大の延長に係る取扱いの適用について（請求）」を工事担当課（監督員）に提出し、変更協議を請求してください。

なお、本改正の適用を希望しない場合は、変更契約の手続きは不要です。

#### 5 留意事項

本改正の適用は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに契約締結する案件に係る前払金のうち、平成31年3月31日までに払出しが行われるものが対象になります。このため、前払金の請求時期によっては、期日までに払出しが間に合わないことにより、本改正の適用を受けることができない場合があります。特に、年度末での契約締結が見込まれる案件については、このことを十分に留意した上で、入札に参加するようにしてください。

なお、前払金の払出しの手続き等については、各保証事業会社に問合せの上、確認するようにしてください。

(参考) 前払金保証事業会社

西日本建設業保証株式会社 大阪支店 TEL06-6543-2711

東日本建設業保証株式会社 大阪支店 TEL06-6226-5700

北海道建設業信用保証株式会社 TEL011-221-2092

<新旧対照表（改正箇所抜粋）>

（工事請負契約約款）新旧対照表

現行	改正後
<p>（前払金の使用等）</p> <p><b>第35条</b> 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、<u>平成28年4月1日から平成30年3月31日までに</u>、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>平成30年3月31日までに</u>払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>	<p>（前払金の使用等）</p> <p><b>第35条</b> 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、<u>平成28年4月1日から平成31年3月31日までに</u>、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>平成31年3月31日までに</u>払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>

（工事請負契約約款・議決）新旧対照表

現行	改正後
<p>（前払金の使用等）</p> <p><b>第35条</b> 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、<u>平成28年4月1日から平成30年3月31日までに</u>、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>平成30年3月31日までに</u>払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>	<p>（前払金の使用等）</p> <p><b>第35条</b> 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、<u>平成28年4月1日から平成31年3月31日までに</u>、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>平成31年3月31日までに</u>払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>

(工事請負契約約款(石綿等)) 新旧対照表

現行	改正後
<p>(前払金の使用等)</p> <p><b>第35条</b> 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、<u>平成28年4月1日から平成30年3月31日までに</u>、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>平成30年3月31日までに</u>払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>	<p>(前払金の使用等)</p> <p><b>第35条</b> 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、<u>平成28年4月1日から平成31年3月31日までに</u>、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>平成31年3月31日までに</u>払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>

(工事請負契約約款・議決(石綿等)) 新旧対照表

現行	改正後
<p>(前払金の使用等)</p> <p><b>第35条</b> 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、<u>平成28年4月1日から平成30年3月31日までに</u>、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>平成30年3月31日までに</u>払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>	<p>(前払金の使用等)</p> <p><b>第35条</b> 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、<u>平成28年4月1日から平成31年3月31日までに</u>、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>平成31年3月31日までに</u>払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>

様式

平成 年 月 日

堺 市 長 様

受注者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

### 前払金使途の拡大の延長に係る取扱いの適用について（請求）

平成 年 月 日付けで契約締結した下記案件における前払金使途の拡大の延長に係る取扱いの適用について、協議を請求します。

#### 記

1 契 約 番 号  
(調達案件番号)

2 案 件 名

#### ※前払金使途の拡大の延長に係る取扱い

##### 1 適用対象

平成28年4月1日から平成31年3月31日までに新たに契約締結する案件（建設工事に限る。）に係る前払金（中間前払金を含まない。）で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものとする。

##### 2 前払金使途の拡大内容

前払金の使途について、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）を追加し、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。